

いよいよ、冬将軍到来の季節となりました。若い時は、冬の寒さと降雪は苦にならず、むしろスキーシーズンのため、楽しみでなりませんでした。その頃の気迫で今年の冬を乗り切っていこうと思っています。

ところで、この時期の唇の乾燥にお悩みではありませんか？よく訪問先のベッドサイドで目にする“ワセリン”が効果的と聞きました。是非お試しください。ちなみに、唇が乾くからと舐めてしまうのは逆効果だそうです。

## 【地域ケア会議】に出席させていただきました！

介護と医療の地域連携を進めていくにあたっての【地域ケア会議】が上越市内の各地域包括支援センター主導で春から開催されていました。歯科医療機関へのご案内もいただきまして、歯科医師または歯科衛生士等がいくつかの地域ケア会議に出席させていただきました。民生委員の方々のご苦勞を初めて知ることができたり、介護支援専門員の方々の葛藤や工夫を知る良い機会になりました。在宅歯科医療連携室からも出席させていただいた地域では、訪問歯科診療の申し込み方法や訪問口腔ケアセンターについて説明する時間をいただきましてありがとうございました。お口に関する事で「これはどうしたらいいんだろう??」と悩みながらそのままになっているようなケースがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 歯科医師もご自宅で診療します（^^）v

「医者は往診してくれるけど、歯医者も家に来てくれるの？」という内なる声がまだまだ聞こえてきます。歯科医院にはデンと構えた歯科治療台（通称：ユニット）がありますから、これがないと治療ができないとお思いの方がいらっしゃるのではないのでしょうか？心配ご無用！ポータブルの歯科ユニットなるものがありますので歯科医療器械の持ち運びが可能なのです。歯を削って詰めたり、義歯を作製して調整することができるのです。

訪問診療の時には、診療室での先生とはちょっと違った一面を垣間見ることができるかもしれませんよ。





## 訪問歯科診療の 対象者って??

「訪問歯科診療の対象になる方の条件はありますか？」  
…介護支援専門員の方からお電話をいただく時に多いご質問です。

訪問歯科診療の対象者は、担当の歯科医師が判断しますので、ご相談ください。

(連携室でもご相談に応じます。)

「訪問歯科診療申込書」には病名と通院が困難な理由をご記入いただくと助かります。

~~~~~



これとは別に、

県で実施している在宅要介護者等歯科保健推進事業の訪問歯科健診事業の対象者は、在宅で介護を要する高齢者(要介護度3以上)の方・重度の障害のある方などが対象となっています。要介護2以下の方であっても対象になりうる方もおられますので、こちらの詳細は上越・糸魚川地域振興局福祉保健部(保健所)へお問い合わせください。

◆◆◆ 一般社団法人上越歯科医師会 在宅歯科医療連携室 ◆◆◆

〒943-0804 新潟県上越市新光町 1-10-16 上越歯科医師会館内

TEL&FAX **025-527-2844** 電話受付：月～金 13：00～17：00 (祝祭日を除く)